

記入例【建物賃貸借契約解約通知書】

通知日 : 2022 年 8 月 25 日

(貸主)

解約日の 月 月前の通知が必要となります

(貸主代理)

(月 月前予告)

(借主住所) 東京都中央区八丁堀〇丁目△番地〇 105号室

(氏名) 山田 太郎

印

下記物件について建物賃貸借契約書の条項に基づき解約を申し入れます。
つきましては公共料金等の精算の上、家財一切の搬出を終了させ、鍵と本物件の明渡し・建物占有権放棄を下記明渡し日までにを行います。

万一、明渡しの遅延する事があれば理由の如何を問わず貸主の指示通りに行い、鍵の返還後に本物件内に残置した物品が存在した場合は、その所有権を放棄したものとし、貸主により搬出、処分されても一切異議申し立ては行わないこととし、別途処分費用が発生した場合はお支払い致します。

又、上記事項により発生した損害は賠償致します。

(1) 解約申込物件

物件名	〇×八丁堀	部屋番号	105
所在地	東京都中央区八丁堀〇丁目△番地〇		
契約者氏名	山田 太郎		
解約日	2022 年 9 月 30 日 現在の契約満了日を超えることは出来ません	退去予定日	2022 年 9 月 15 日 現在の契約満了日を超えることは出来ません
引越し日時	2022 年 9 月 15 日	16時	30分
解約事由	帰省・ 住替 ・転勤・卒業・その他 ()		

(2) 精算金振込み口座 *銀行またはゆうちょ銀行のどちらかをお選び頂きご記入ください*

銀行名	三菱UFJ	銀行 ・信用金庫・信用組合	八重洲通	支店					
口座番号	普通 ・当座	右ヅメ	0	0	0	0	0	0	0
(フリガナ)	ヤマダ タロウ								
口座名義	山田 太郎								

ゆうちょ銀行	金融機関コード	9	9	0	0	記号	1	0	←6桁ある場合に記入
番号									
(フリガナ)									
口座名義									

(3) 転居先ご住所 (精算書等送付先)

住所	〒 104-0032 東京都中央区八丁堀2-22-6		
送付先氏名	※上記記載の契約者名と違う場合。		
電話番号	03 (3523)	1022	自宅 実家・会社・ () 宅内
携帯電話	090 (1234)	4568	所有者: 本人 ・主人・妻・ ()

※解約通知をお受けした後の解約の取り消し・解約日の変更等、お受け致し兼ねますのでご注意ください。

退去時・退去後の注意事項

- 退去立会日までに公共料金の精算、新聞・電話等の停止手続きをお願い致します。
公共料金等未精算分がありますと敷金の返却が遅れる原因となります。
- 荷物やゴミ等残置物がある場合はその処分費用をご請求させて頂くこととなりますのでご注意下さい。
その際の振込手数料は借主様のご負担となります。
- 返金額が少額の場合には切手にて返金し、送料は借主様のご負担とさせて頂きます。

長い間お住まい頂きまして誠にありがとうございました。

【建物賃貸借契約解約通知書】

通知日： 年 月 日

(貸主)

解約日の ヶ月前の通知が必要となります

(貸主代理)

(ヶ月前予告)

(借主住所)

(氏名)

印

下記物件について建物賃貸借契約書の条項に基づき解約を申し入れます。
つきましては公共料金等の精算の上、家財一切の搬出を終了させ、鍵と本物件の明渡し・建物占有権放棄を下記明渡し日までにいたします。

万一、明渡しの遅延する事があれば理由の如何を問わず貸主の指示通りに行い、鍵の返還後に本物件内に残置した物品が存在した場合は、その所有権を放棄したものとし、貸主により搬出、処分されても一切異議申し立ては行わないこととし、別途処分費用が発生した場合はお支払い致します。

又、上記事項により発生した損害は賠償致します。

(1) 解約申込物件

物件名		部屋番号	
所在地			
契約者氏名			
解約日	年 月 日 現在の契約満了日を超えることは出来ません	退去予定日	年 月 日 現在の契約満了日を超えることは出来ません
引越し日時	年 月 日	時 分	
解約事由	帰省・住替・転勤・卒業・その他 ()		

(2) 精算金振込み口座 *銀行またはゆうちょ銀行のどちらかをお選び頂きご記入ください*

銀行名	銀行・信用金庫・信用組合		支店
口座番号	普通・当座	右ツメ	
(フリガナ)			
口座名義			

ゆうちょ銀行	金融機関コード	9 9 0 0	記号	1 0	←6桁ある場合に記入
番号					
(フリガナ)					
口座名義					

(3) 転居先ご住所 (精算書等送付先)

住所	〒		
送付先氏名	※上記記載の契約者名と違う場合。		
電話番号	()	自宅・実家・会社・	() 宅内
携帯電話	()	所有者：本人・主人・妻・	()

※解約通知をお受けした後の解約の取り消し・解約日の変更等、お受け致し兼ねますのでご注意ください。

退去時・退去後の注意事項

- 退去立会日までに公共料金の精算、新聞・電話等の停止手続きをお願い致します。
公共料金等未精算分がありますと敷金の返却が遅れる原因となります。
- 荷物やゴミ等残置物がある場合はその処分費用をご請求させて頂くこととなりますのでご注意下さい。
その際の振込手数料は借主様のご負担となります。
- 返金額が少額の場合には切手にて返金し、送料は借主様のご負担とさせて頂きます。

長い間お住まい頂きまして誠にありがとうございました。